

## 平成28年度第3回流山市防災会議 議事録

### 1 日時

平成29年3月14日（火）

午後1時～午後2時25分

### 2 場所

流山市役所 第1庁舎3階 庁議室・無線室

### 3 会議の成立

出席委員は、24名であり、会議が成立していることが、議長から報告されました。（別紙の「流山市防災会議委員名簿」のとおり）

### 4 傍聴者

4名

### 5 議題

#### （1）流山市地域防災計画の修正について

事務局から「流山市地域防災計画の修正について」の説明後、質疑が行われました。

（寺村委員）

資料（IX-38、39）の防災備蓄品一覧表についてですが、各避難所において、数のバラつきがあるのはどうしてでしょうか。

（事務局）

こちらの防災備蓄品一覧表は、平成28年7月現在で、各防災備蓄倉庫にあるものを記載しています。防災備蓄倉庫につきましては、31か所、小中学校や防災広場等に整備しています。また、避難所に関しましては、74か所ございますので、避難所の数に対して、防災備蓄倉庫はまだまだ足りない状況です。そのため、1つの倉庫で、受け持つ量がその地区によってバラつきがあったり、その避難所だけで使うものではなく、ほかの避難所で使うものもございます。そういったことから、バラつきがございます。また、賞味期限が切れて補充したりしている関係で備蓄量については、毎年動きがございますので、なるべく均等になるように、あるいは受け持つ範囲で使えるよう努力してまいります。

(松島委員)

附編のP60～65に書いてある、「市民等のとるべき措置と対応」を市民にどう周知徹底していくのか、また、自主防災組織や事業所に対しても同様に、せっかく作ったものを周知徹底して行かなければもったいないと思いますので、どうやって周知していくのかを教えてください。

(事務局)

普及方法ですが、やはり広報やホームページ、または、防災危機管理課で実施している出前講座でも、この項目に関して、周知徹底していきたいと考えています。

## (2) 流山市事業継続計画（BCP）の修正について

事務局から「流山市事業継続計画（BCP）の修正について」の説明後、質疑が行われました。

(青木委員)

P22の「(2)非常時優先業務の概要」について、21番の「要配慮者等の安全確保対策」とありますが、在宅要配慮者の安全対策等とは、具体的に誰がどのような業務を行うのか想定していますか。

(事務局)

「要配慮者等の安全確保対策」ということで、今も普段からの見守りを自治会等にお願いをしたいということで、避難行動要支援者名簿の作成をお願いし、自治会等に普段からの見守りのお願いを始めているところです。行政で避難行動要支援者の見守りを普段から行うのは難しいため、地域のみなさんで見守っていただき、災害時にも名簿を利用し、見守っていただくという事を考えています。

(青木委員)

名簿の作成は、75歳以上の高齢者で自立困難な方を想定している自治会が多いと思います。避難行動要支援者に妊産婦や乳幼児が入っていると認識されている自治会は少ないと思いますので、地域の見守りの中に高齢者以外の障害者や妊産婦、乳幼児のいる家庭にも配慮が行き届くような方法を検討いただくようお願いいたします。

もう1点ですが、DV相談が地域防災計画に記載されましたが、P22「非常時優先業務の概要」の中ではどこに入るのでしょうか。

(事務局)

地域防災計画の中で、避難所等では窓口を作る。また、市内に総合的窓口を作るということが記載されています。事業継続計画での記載箇所は只今確認します。

(健康福祉部長)

名簿の作成について補足します。地域支え合い活動推進条例が平成27年4月1日から施行されています。各自治会単位で3つの要件で名簿を構成しています。1点目は、75歳以上の独居もしくはご夫婦のみでの世帯の方。こちらの世帯の方々は、市から通知を送付し、回答がない世帯には自動的に名簿に記載される手法を行っています。2点目は、障害のある方。こちらの方には、市から様々な手段で伝達させていただきまして、名簿の掲載をお願いしたい旨の回答を頂いた方を掲載しています。3点目は、外国人の方あるいは、子育て世帯の中から希望者を募り、希望があった方を名簿に記載しています。この名簿は、75歳を1つのキーワードにしていますので、毎年更新をしています。その際には、2点目、3点目の方で、掲載を希望される方についても掲載の意思確認を行っております。このような形で、現在、2年目を迎えています。

(事務局)

先ほどの、DV相談窓口ですが、業務継続計画P25の区分B35番「災害広聴活動の実施」の業務内容に総合相談窓口の設置、移動巡回相談の実施等とありまして、こういった広聴活動の中で対応していきます。

(青木委員)

よろしく申し上げます。

もう1点ありまして、業務継続計画P26の5番「民生委員・児童委員活動推進事業」を1時間以内に行うとありますが、民生委員や児童委員の方と災害時にどのような対応をするのか、協定等は結んでいるのでしょうか。

(健康福祉部長)

民生委員・児童委員というのは、国からの委嘱により非常勤特別職の公務員という位置づけなのですが、現在は、自治会単位でお願いしています。こちらの皆様は、無報酬でお願いしているところです。しかしながら地域のつながりを確保するために、民生委員協議会を毎月開催して横の連絡を密にしています。これは、中学校区単位で地域の実情に合わせてネットワークを確保し、情報共有に努めています。従いまして、前段の地域支え合い活動の名簿はこちらの皆様にも渡しているという状況です。自治会と民生委員の皆様方が、常日頃から共同の活動を行っていただくことによって、初期体制を1時間以内に確保できるという流れが、円滑にできるように今後とも努力してまいります。

(青木委員)

民生委員・児童委員の方は、災害時にどのような対応をすればよいのかがわかるマニュアルや行動指針はどこかで示されているのでしょうか。

(健康福祉部長)

市から逐次協議会において、活動の趣旨等を説明させていただいていますので、皆様方の共通認識はできていると考えております。

(青木委員)

それでは、災害時に民生委員・児童委員の方はどのような行動をするのかを周知されているということによろしいでしょうか

(健康福祉部長)

自治会の活動には、温度差があり、自治会の中で、民生委員の皆様が協調できている地域では、災害時の対応がすでに構築されているところと、そうでないところでは、これから少しずつ固めていくところと分かれているのが現状です。従いまして先駆的な活動をしている自治会を見本にして、全市的に活動が広がるように進めてまいります。机上の上での役割は、ご理解いただいていると思っております。

(青木委員)

乳幼児・妊産婦が災害時に困難な状況にならないように市と地域の

皆様が協力して、見守りの体勢を作っていければと考えています。そのためには、「要配慮者等の安全確保対策」「民生委員・児童委員活動推進事業」がとても肝になると思いますので、少しでも早く全市的に見守りの体勢が構築できるように、お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

貴重なご意見、ありがとうございます。民生委員・児童委員の活動については、それぞれの担当地区で、見守りをする人を決めて災害時に備えているところもあると把握しています。今後も地域の状況を踏まえながら、協力体制を構築してまいります。

(松島委員)

地域防災計画のP2-97、98に「避難行動要支援者」と「要配慮者」という言葉が出ている。以前の会議でいままでの「要援護者」ではダメでしょうかと言いました。使い分けは、どのようになっているのでしょうか。

(事務局)

以前の会議でも「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」の言葉の違いについて、ご議論いただいているところです。

以前は、「災害時要援護者」となっていた言葉が、「避難行動要支援者」に変わっています。法律で、名前の読み替えがありましたので、「避難行動要支援者」に変えさせていただいております。また、「要配慮者」と「避難行動要支援者」の関係ですが、「要配慮者」というのが配慮を要する方という広い意味で使用し、そのうち避難する際に自分一人では避難が難しい方、支援を要する方、たとえば、身体障害者や外国人等を「避難行動要支援者」として使い分けをしています。

(松島委員)

市民の人には、理解が難しいのではないですか。

(事務局)

法的な変更がありましたので、流山市だけ以前のままで記載することはできませんので、変更させていただいています。ご指摘の内容を受け止め、市民の皆様にご理解いただけるよう努力してまいります。

(3) 災害時職員初動マニュアルの修正について

事務局から「流山市事業継続計画（BCP）の修正について」の説明後、質疑が行われました。

（青木委員）

P30の「救援部」について、伺います。「2所管施設の被害調査及び報告」に各施設の災害対応マニュアルの〇〇参照とありますが、この資料以外に確認できるものはありますか。

（事務局）

施設ごとにマニュアルが作成されているものであり、防災危機管理課で取りまとめてはいませんので、一括で確認できる資料としてはありません。

（青木委員）

次に、福祉避難所について質問します。P66に福祉避難所の一覧がありますが、この一覧は、福祉避難所に収容が必要な要配慮者数を把握して、さらに、協定を締結している社会福祉施設等の被災状況及び受入可能人数を調査するとなっていますが、実際の災害時には、この施設だけでは大幅に足りなくなることが予想されます。また、一覧を見ると地域的にも偏りがあることがわかります。万一足りなくなった場合、市内の社会福祉施設等で受け入れ困難な場合は、公的又は民間の宿泊施設等の借上げ、和室等の備えた公民館、学校の教室等を「福祉避難室」として対応すると記載があります。福祉避難室としてのマニュアルや必要条件が記載されている指針や指導等はなされているのでしょうか。

（事務局）

協定を結ぶ際に、受け入れ可能人数は把握しています。ただし、10施設だけですと、不足すると認識しています。そのため、今後も民間の福祉施設と協定を結んで、受け入れ可能人数を増やしていくよう進めてまいります。

マニュアルに関してですが、民間の施設ですと市が主導で作るわけにはいきませんので、今後マニュアル作成について助言や支援を行います。

(青木委員)

地域で身近な施設ですと、公民館、コミュニティセンター、福祉会館等の一室が福祉避難所になるかと思いますので、そういった地域の施設だけでも同じような環境の福祉避難所が作られることを期待します。

(4) その他

事務局から今後のスケジュールについて説明しました。

3月末までに、既存の計画書の差替え作業を行うとともに、千葉県や関係市町村に完成報告の通知を行います。また、市ホームページにも掲載します。さらに、平成29年度には、「広報ながれやま」の防災特集号にて、今回の修正内容を踏まえた概要版を掲載するよう準備を進める予定であると説明し、閉会しました。